

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊交企第469号

令和2年11月10日

「立ち乗り電動スクーター」に係る特例措置について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する原動機付自転車に該当する「立ち乗り電動スクーター」に係る産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく特例措置の趣旨、内容等については、別添「「立ち乗り電動スクーター」に係る特例措置について」（令和2年9月30日付け警察庁丁交企発第241号、丁規発第105号、以下「本庁通達」という。）のとおり、「立ち乗り電動スクーター」の普通自転車専用通行帯における通行が一部の地域において可能となることが示された。

本県は、別添本庁通達に記載された認定新事業活動計画における新事業活動の実施区域（以下「実施区域」という。）に該当していないものの、今後、新事業活動を実施する事業者により認定新事業活動計画の変更がなされた場合や、他の事業者により新事業活動計画の認定申請がなされた場合には、実施区域外において新事業計画が行われることとなることも想定されることから、各所属においては本庁通達の内容を確実に把握し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、

- 新事業活動の実施区域については、参考資料1
- 認定新事業活動計画の内容については、参考資料2
- 新事業に用いられる予定の車体については、参考資料3

のとおりであるので、執務の参考とされたい。

※ 警察庁通達「「立ち乗り電動スクーター」に係る特例措置について」については、警察庁ホームページをご覧ください。

※ 参考資料（略）